

令和8年度松くい虫等防除事業設計書作成の留意事項

松くい虫等防除事業の設計に当たっては、別に定める単価表に従い、下記に留意の上作成するものとする。

記

1 作業種等

別表のとおりとする。

2 共通

- (1) 算定した金額の端数処理は、単価表は四捨五入、明細表は切捨てとする。
- (2) 設計金額は、作業種毎に千円未満を切り捨て、合計額に消費税を加算すること。
- (3) 労務費は二省協定単価（土木実施設計単価）を採用している。
- (4) 資材費は、二省協定単価（土木実施設計単価）に記載されているものは二省協定単価の価格を採用している。二省協定単価に記載されていないものは、業務関係設計単価表、建設物価又は見積から計算した金額を採用している。
- (5) 作業基地設置費、散布用標識設置費、薬剤落下確認費、警告板作成費は実情に応じて必要数量を計上のこと。なお、作成された警告板の所有権は、原則として、発注者に属するものとし、その後の管理に留意のこと。
- (6) 空中散布区域内への立ち入り禁止の徹底を図るため、必要に応じ地上作業の中に交通誘導警備員Bの経費を計上することができる。ただし、路線状況及び配置状況を十分に勘案の上「公共工事における交通誘導警備員Aの配置路線の一部改定について（通知）（令和元年度10月28日付第201900193611号）」に準じることができる。
- (7) 展着剤は実情に応じて必要数量を計上のこと。
- (8) 写真管理経費は、諸経費として一括計上したため、必要な内容については適宜指示すること。
- (9) 気象条件等により散布作業が延期となった場合は、実際に勤務や待機を行った人員の人員費を加算するなど、実情に見合った延期経費を加算することができる。
- (10) 諸経費率は、「森林整備事業等の諸経費の取扱いについて（通知）」（令和2年2月7日付第201900285333号森林づくり課長通知）により、下記の率とし、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）に基づき積算するものとする。
 - ア 共通仮設費率 2.79%
 - イ 現場管理費率 28.64%
 - ウ 一般管理費等率 24.52%
- (11) 単価表は事業実施に当たっての標準的なものであり、作業基地や散布地の実態に応じて必要な経費があれば、根拠を明確にした上で、別途計上すること。
- (12) 燃料費等の資材単価は実情に合わせて最新の単価にて積算することができる。

3 作業種ごとの留意事項

(1) 特別防除・空中作業

ア 散布作業費、航空燃料運搬費

散布面積に応じ散布回数分の数量を計上のこと。

イ 散布作業費

作業基地と散布区域の平均飛行距離を測定の上、散布作業料金表の散布形態に応じた単価を計

上のこと。数量はアのとおり。

ウ 大空輸費の調整

複数の事業主体が同一の航空会社及び同一の機体で実施する場合には、共通経費について事業主体数で按分すること。

エ 県内空輸について

(ア) 同一作業日における係留基地と作業基地間の移動経費を計上する。

(例)

a 係留基地A→作業基地→係留基地A

(a) 移動経費（往復分）は当該作業基地を使用する実施主体が計上。

b 係留基地A→作業基地1→作業基地2→係留基地A

(a) 作業基地1、2を使用する実施主体が同一の場合、移動経費の全てを実施主体が計上。

(b) 作業基地1、2を使用する実施主体が同一でない場合、移動経費の全てを実施主体数で按分し計上。

c 係留基地A→作業基地1→作業基地2→係留基地B

(a) 作業基地1、2を使用する実施主体が同一の場合、係留基地Aから作業基地1、2の移動経費を実施主体が計上。

(b) 作業基地1、2を使用する実施主体が同一でない場合、係留基地Aから作業基地1、2の移動経費を実施主体数で按分し計上。

(イ) 係留基地の変更を伴う場合、その移動経費を計上する。移動前、移動後の係留基地を利用する実施主体数で按分する。）

(例)

a 係留基地A→作業基地1→作業基地2→係留基地B

(a) 作業基地2の散布後に次の散布に備えて係留基地Bへ移動する場合、作業基地2から係留基地Bの移動経費は、係留基地A及び係留基地Bを利用して散布を行う実施主体数で按分し計上。

(ウ) 確認飛行に伴う移動経費について計上する。

(2) 特別防除・地上作業

ア 薬剤購入費

薬剤散布基準に応じた薬剤量を計上のこと。

イ 薬剤運搬費

1 基地当たりの薬剤運搬費は次のとおりとし、実際の基地数に応じて計上のこと。ただし、同一日に3基地を要する場合は同一の作業班の基地移動による対応を想定し、2基地として計上のこと。

【1基地当たり薬剤運搬費】

1 基地当たり薬剤運搬費＝トラック台数（台）×運搬距離に応じた運搬費（基礎単価表）

トラック台数（台）＝薬剤使用量（ℓ）÷トラック積載量（ℓ）

薬剤使用量（ℓ）＝（薬剤散布量（ℓ/ha）×散布面積（ha））÷希釈倍数

ウ 薬剤調合積込費、機械器具損料、機械器具燃料費

1 基地当たりの単価としているので、実際の基地数を計上のこと。ただし、同一日に3基地を要する場合は同一の作業班の基地移動による対応を想定し、2基地として計上のこと。

別表

作業種		薬剤散布基準		標準散布功程	備考
特別防除	一般散布 MEP80	MEP80	18 倍液 30 ㍓/ha 散布	230ha/日	
	一般散布 23.5MC	MEP23.5MC 剤	2.5 倍液 30 ㍓/ha 散布	230ha/日	
	一般散布 チアクロプリド 7.5	チアクロプリド	7.5 倍液 30 ㍓/ha 散布	230ha/日	
	一般散布 チアクロプリド 20	チアクロプリド	20 倍液 30 ㍓/ha 散布	230ha/日	
地上散布	動力散布 MEP80	MEP80	180 倍液 600 ㍓/ha 散布	3.5ha/日	
	スプリンクラー	MEP80	180 倍液 600 ㍓/ha 散布	2.7ha/日	
	スパウター	MEP80	180 倍液 600 ㍓/ha 散布	6.0ha/日	
	動力散布 チアクロプリド 100	チアクロプリド	100 倍液 600 ㍓/ha 散布	3.5ha/日	
	動力散布 チアクロプリド 200	チアクロプリド	200 倍液 600 ㍓/ha 散布	3.5ha/日	